

汚水の水質の認定について（内規）

（目的）

第1条 この内規は、豊中市下水道条例(昭和39年豊中市条例第17号。以下「条例」という。)第15条第2項に規定する汚水の水質の認定に必要な事項を定めることを目的とする。

（試料の採水）

第2条 試料の採取は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 年2回3日間とし、季節及び使用者の使用状態等を考慮して行う。
- (2) 自動採水器により、時間ごと連続採水とする。ただし、自動採水器が使用不可能な場合は適宜手汲みにより採取する。
- (3) 採水を採取する排水口が2以上ある場合は、市が指定する排水口において採取する。

（検体の分析）

第3条 検体の分析は、第2条の試料をもって各1日分の混合試料3日分3検体を作成し、各1日ごとの分析を行う(初年度前期は、2日分2検体を作成し、各1日ごとの分析を行う。)

（水質の認定）

第4条 水質の認定は、各1日ごとの分析により最も濃度の高い水質とする。

（通知）

第5条 認定した水質は、様式(1)により使用者に通知するものとし、その有効期間は認定通知後6箇月間とする。ただし、使用者の使用状態等を勘案して、水質に著しい変動がないと認められる場合は、有効期間を延長することができる。

（水質の認定）

第6条 水質の認定の対象となる水量(以下「対象水量」という。)は、条例第15条第3項及び第4項の規定により認定する水量とする。ただし、2以上の排水口をもつ使用者で、各排水口から排除する汚水の量が認定できるものについては、それぞれの排水口から排除される汚水の量を対象水量とすることができる。

附 則

この内規は、昭和51年4月1日から実施し同年6月分の使用料から適用する。